

国立大学法人群馬大学施設・環境推進室規程

平成17. 4. 1 制 定
改正 平成19. 4. 1 平成19. 7. 12
平成23. 4. 1 平成25. 4. 1
平成25. 10. 16 平成26. 4. 1
平成29. 4. 1 令和 4. 4. 1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、本学における施設整備、施設運営及び環境管理（以下「施設整備等」という。）を推進するため、国立大学法人群馬大学施設・環境推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(任 務)

第2条 推進室の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 施設整備に係る企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 施設運営に係る企画立案及び連絡調整に関すること。
- (3) 環境管理に係る企画立案及び連絡調整に関すること。
- (4) その他施設整備等の推進に関し必要な事項

(組 織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・財務担当）
- (2) 学長が指名する教員 若干人
- (3) 施設運営部長

2 推進室に室長を置き、前項第1号の室員をもって充てる。

3 室長は、推進室の業務を掌理する。

(任 期)

第3条の2 前条第1項第2号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室員以外の者の出席)

第4条 室長が必要と認めるときは、室員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部 会)

第5条 推進室は、本学における施設整備等に関する具体的事項を検討させるため、部会を置く。

2 部会については、別に定める。

(事 務)

第6条 推進室に関する事務は、施設運営部において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年10月16日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に指名される第3条第1項第2号の室員の任期は、第3条の2の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。